

令和 3 年 1 2 月市議会定例会
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	1
2	議決案件	17
3	同意案件	50

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 1 1 月 2 5 日

1 報告

報告第11号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 中学校における物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年10月1日 豊専第33号	令和3年9月3日午後1時40分頃、浄水中学校において、配膳室前のプラットフォームから落下した給食用コンテナが、停車していた給食配送車に接触したものの
損害賠償額	42,966円
相手方の損害の程度	荷台後部の損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">事故発生の原因 安全確認を怠り、給食用コンテナの車輪のストッパーをかけていなかったため担当課 教育委員会教育部保健給食課事故の防止策 職場において、給食用コンテナをプラットフォームへ運び出した際は、車輪のストッパーが確実にかかっていることを確認することについて、周知徹底を図った。

(2) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年10月21日 豊専第37号	令和3年6月12日午後4時20分頃、住吉町上根地内において、公用車で走行中、直進するため信号機のない交差点に進入したところ、右方から直進してきた相手方自転車と接触したものの
損 害 賠 償 額	108,110円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右膝関節部擦過創、右前腕擦過創、頸部挫傷及び左肩関節挫傷並びに自転車の損傷
過 失 割 合	豊田市80%、相手方20%
備 考	1 事故発生の原因 信号機のない交差点における安全確認が不十分であったことによる。 2 事故当事者の所属 消防本部南消防署消防1課 3 事故の防止策 職場において、信号機のない交差点におけるより慎重な運転と安全確認を確実に実施することについて、周知徹底を図った。

(3) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年10月21日 豊専第38号	令和3年8月19日午後2時33分頃、花園町若石山地内において、公用車（水槽付き消防ポンプ自動車）で相手方駐車場に設置された汚水用ます蓋を踏み付けたもの
損害賠償額	11,000円
相手方の損害の程度	汚水用ます蓋の損壊
備 考	1 事故発生の原因 誘導員を配置せず、駐車場に進入したことによる。 2 事故当事者の所属 消防本部南消防署消防1課 3 事故の防止策 職場において、損傷のおそれがある物が存する箇所に進入する場合は、誘導員を配置することについて、周知徹底を図った。

(4) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和3年10月29日</p> <p>豊専第41号</p>	<p>令和3年5月10日午後3時45分頃、堤町神明地内において、相手方車両が走行していたところ、路面に生じていた穴にタイヤを落としたもの</p>
損 害 賠 償 額	64,536円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	左前部バンパー等の損傷
過 失 割 合	豊田市30%、相手方70%
備 考	<p>1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により舗装が損傷し、路面に穴が生じたことによる。</p> <p>2 担当課 建設部土木管理課</p> <p>3 事故の防止策 現場の舗装を修繕するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により舗装の損傷箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。</p>

(5) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年10月29日 豊専第42号	令和3年5月17日午後4時45分頃、深見町木戸地内において、相手方車両が走行していたところ、法面から突然車道に倒れてきた木に接触したものの
損害賠償額	397,318円
相手方の損害の程度	左前部ピラー等の損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 立木の管理が不十分であったことによる。2 担当課 建設部土木管理課3 事故の防止策 事故発生の原因となった立木を始めとした周辺の枯れ木を伐採するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により支障となる立木の早期発見に努め、必要な伐採等の作業を迅速に実施する。

(6) 職員の公務中における物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年11月9日 豊専第45号	令和3年9月8日午前11時30分頃、拳母町二丁目地内において、防護板を使いながら草刈作業をしていたところ、草刈機の刈刃によって飛んだ石が、隣接地に駐車中の相手方車両に当たったもの
損害賠償額	110,380円
相手方の損害の程度	左側後部ドアガラスの損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 付近に駐車車両があるにもかかわらず草刈作業を実施したことによる。2 担当課 生涯活躍部市民活躍支援課3 事故の防止策 職場において、草刈機を使用した作業をするときは、周囲の駐車車両を移動させるなど安全対策を十分に行うことについて、周知徹底を図った。

(7) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和3年11月16日 豊専第47号	令和3年6月14日午前10時頃、丸山町八丁目地内の店舗駐車場において、公用車で走行していたところ、右方から後退してきた相手方車両と接触したもの
損害賠償額	35,792円
相手方の損害の程度	左後部バンパー等の損傷
過失割合	豊田市30%、相手方70%
備 考	<p>1 事故発生の原因 周囲の安全確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 市民部資産税課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、駐車場を走行する際には駐車車両の動きに十分注意し、安全確認を確実に実施することについて、周知徹底を図った。</p>

2 工事請負契約の変更について

(1) 豊田市民文化会館舞台音響・照明修繕工事

区 分	金 額 (単 位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 513,700,000	令和2年6月市議会定例会 議案第88号
変更後金額 (今回)	B 507,100,000	令和3年10月8日 豊専第34号
増 減 額	B - A △ 6,600,000	
主 変 更 内 容	<p>1 電動昇降式マイクスタンドの修繕の取りやめ (1) 4台 → 0台 (2) メーカーによる修繕の対応が終了しており、また、利用の頻度が著しく低いことが確認されたため</p> <p>2 調光器盤の仕様の変更 (1) 3台の調光器盤 → 1台の調光器盤 (2) よりコンパクトな調光器盤が開発されており、必要な機能が1台で満たされることが判明したため</p>	
備 考	<p>1 相手方 きんでん・豊田電気建設共同企業体 代表者 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 株式会社きんでん 中部支社 執行役員支社長 鷲田 勇二</p> <p>2 担当課 生涯活躍部文化振興課</p> <p>3 完成日 令和3年10月8日</p>	

(2) 豊田市民文化会館電気設備修繕工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 193,600,000	令和2年12月市議会定例会 議案第146号
変更後金額 (今回)	B 186,120,000	令和3年10月8日 豊専第35号
増 減 額	B - A △ 7,480,000	
主 変 更 内 容	<p>1 電灯動力盤の更新台数の減少 (1) 25台 → 23台 (2) 劣化状況を調査した結果、既存設備を利用することが可能であることが判明したため</p> <p>2 高圧ケーブル迂回工事の取りやめ (1) 81m → 0m (2) 埋設配管の位置を確認した結果、迂回工事を行う必要がないことが判明したため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市元町68番地3 豊田電気株式会社 代表取締役 芳賀 孝之</p> <p>2 担当課 生涯活躍部文化振興課</p> <p>3 完成日 令和3年10月8日</p>	

(3) 豊田市民文化会館空調設備修繕工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 325,380,000	令和2年12月市議会定例会 議案第147号
変更後金額 (今回)	B 314,820,000	令和3年10月8日 豊専第36号
増 減 額	B - A △ 10,560,000	
主 変 更 内 容	<p>1 空調機器等の更新工事の取りやめ (1) 空調機器の更新 127台 → 122台 排煙機器の更新 7台 → 0台 (2) 現地調査、修繕の履歴、使用頻度、状態及び法定点検の結果から、劣化が少なく更新の必要がないことが確認されたため</p> <p>2 既設冷温水配管の迂回工事の取りやめ (1) 49m → 0m (2) 関連工事の施工の日程及び方法を見直したことにより、迂回工事を行う必要がなくなったため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市陣中町一丁目16番地6 桶兼住設株式会社 代表取締役 兼子 勝美</p> <p>2 担当課 生涯活躍部文化振興課</p> <p>3 完成日 令和3年10月8日</p>	

(4) (仮称) 松平地域体育館等新築工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1, 111, 000, 000	令和2年3月市議会定例会 議案第53号
変更後金額 (今回)	B 1, 114, 300, 000	令和3年10月29日 豊専第39号
増 減 額	B - A 3, 300, 000	
主 変 更 内 容	<p>1 濁水流出防止対策施設の設置の追加 (1) 沈砂タンク及び水質計の設置 0基 → 1基 (2) 矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議の結果、矢作川への濁水の流出を防止するための対策を講ずる必要が生じたため</p> <p>2 岩石の破碎及び処分の追加 (1) 岩石 0 m³ → 150 m³ (2) 現地を掘削したところ、岩石が出現し、建物基礎の支障となる岩石を撤去する必要が生じたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市亀首町上向イ田65番地 トヨタT&S建設株式会社 代表取締役 加藤 茂裕</p> <p>2 担当課 生涯活躍部生涯スポーツ推進課</p> <p>3 完成日 令和3年10月29日</p>	

(5) (仮称) 松平地域体育館等電気設備工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 184,800,000	令和2年3月市議会定例会 議案第54号
変更後金額 (今回)	B 186,670,000	令和3年10月29日 豊専第40号
増 減 額	B - A 1,870,000	
主 変 更 内 容	<p>1 停電時電源接続装置の設置の追加 (1) 0台 → 1台 (2) 施設の利用方法について関係団体と協議した結果、 非常時に外部から電源を接続するための装置が必要と なったため</p> <p>2 電線を配線する経路の変更 (1) 架空配線 → 埋設配線 (2) 現地詳細調査の結果、配線箇所の勾配が急であり、 架空配線に必要な電柱を建設できないことが判明した ため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市元町68番地3 豊田電気株式会社 代表取締役 芳賀 孝之</p> <p>2 担当課 生涯活躍部生涯スポーツ推進課</p> <p>3 完成日 令和3年10月29日</p>	

(6) 豊田花園土地区画整理事業4号調整池築造工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 456,500,000	令和2年12月市議会定例会 議案第148号
変更後金額 (今回)	B 455,468,200	令和3年11月15日 豊専第46号
増 減 額	B - A △ 1,031,800	
主 な 変 更 内 容	残土の搬出先の距離の減少 (1) 19.5 km → 2.0 km (2) 工事において発生する残土の処分地をより近隣で確保できることとなったため	
備 考	1 相手方 太啓・河木建設共同企業体 代表者 豊田市東梅坪町十丁目3番地3 太啓建設株式会社 代表取締役 大矢 伸明 2 担当課 都市整備部市街地整備課 3 完成予定日 令和4年3月24日	

(7) 都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その1）

区 分	金 額（単位 円）	議決議会、専決年月日等
変更前金額 （議決金額）	A 473,000,000	令和2年12月市議会定例会 議案第149号
変更後金額 （今回）	B 463,785,300	令和3年11月19日 豊専第49号
増 減 額	B - A △ 9,214,700	
主 要 変 更 内 容	<p>地盤改良工における改良長の減少</p> <p>(1) 平均改良長 13m → 10m</p> <p>(2) 施工に必要な地盤調査を行ったところ、岩層が急激に上昇しており、当初の想定より浅い位置に岩層が存在していたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 太啓・尾割建設共同企業体 代表者 豊田市東梅坪町十丁目3番地3 太啓建設株式会社 代表取締役 大矢 申明</p> <p>2 担当課 建設部街路課</p> <p>3 完成予定日 令和4年2月25日</p>	

3 訴えの提起について

(1) 市営住宅明渡等請求事件

<p>専決年月日 及び専決番号</p>	<p>令和3年10月29日 豊専第43号</p>
<p>相手方</p>	<p>1 入居者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">個人情報のため非掲載</div> 2 連帯保証人 (1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">個人情報のため非掲載</div> (2) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">個人情報のため非掲載</div> </p>
<p>請求内容</p>	<p>1 入居者に対する請求 (1) 市営住宅及び駐車場の明渡し (2) 市営住宅の未払家賃及びこれに対する遅延損害金の支払 (3) 未払の駐車場使用料及びこれに対する遅延損害金の支払 (4) 市営住宅の契約解除以後明渡しまでの間の使用損害金の支払 (5) 駐車場の契約解除以後明渡しまでの間の使用損害金の支払 (6) 訴訟費用の支払 2 連帯保証人に対する請求 (1) 市営住宅の未払家賃及びこれに対する遅延損害金の支払 (2) 市営住宅の契約解除以後明渡しまでの間の使用損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払</p>
<p>請求原因</p>	<p>1 相手方が6か月分の市営住宅の家賃26万500円を長期滞納していること。 2 相手方が6か月分の駐車場使用料1万2,000円を長期滞納していること。</p>

【担当課：定住促進課】

(2) 生活保護返還金請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和3年11月16日 豊専第48号
相手方	個人情報のため非掲載
請求内容	1 生活保護法の規定に基づく返還金の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が生活保護法の規定に基づく返還金12万2,060円を長期滞納していること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。

【担当課：債権管理課】

- 4 令和3年度豊田市一般会計補正予算
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

2 議決

議案第104号 豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例

【要旨】

山村の価値を生かした暮らしを市民が実践し、次の世代につなぐため、山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生について、基本方針、市の責務などを明らかにし、関連する施策を総合的かつ計画的に推進する。

1 用語の意義

(1) 山村の価値 次に掲げるものをいう。

ア 山村における森林、田畑、川、空気、水、生き物などからなる自然環境

イ アに掲げる自然環境の下、継承されてきた景観、人と人とのつながり、営みなど

ウ ア及びイに掲げるものから感じられる幸せ

(2) 山村地域 旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区の区域

(3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体

(4) 山村住民 山村地域に居住する個人及び山村地域において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体

(5) 事業者等 山村地域において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体

2 基本方針

山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

(1) 山村の価値が市民にとって豊かな暮らしの礎であることを理解し、次の世代につなぐこと。

(2) 山村に係る多様な価値観及び生活様式並びに都市と山村の多様な関わり方を尊重すること。

(3) 年齢や性別を問わない多様な主体と共働による地域づくりを推進し、その担い手となる人材を育成すること。

(4) 山村住民の自治を尊重しつつ、山村地域の各地域又は都市と山村が互いにつながり、支え合うこと。

(5) 自然環境との調和を基本とし、地域資源を生かした地域内の経済循環を高めること。

3 市の責務

- (1) 市は、山村住民の自治を尊重しつつ、共働によるまちづくりを推進する。
- (2) 市は、市民に対し、山村の価値が豊かな暮らしの礎であることについて、理解が深まるよう周知する。
- (3) 市は、都市と山村の交流を促進する。
- (4) 市は、山村地域における安全かつ安心な暮らしを維持するため、その基盤づくりを担う。
- (5) 市は、山村地域の暮らしの土台となる事業者等の事業又は活動を支える。

4 市民の役割

- (1) 市民は、山村の価値が豊かな暮らしの礎であることを理解する。
- (2) 市民は、山村の価値を知ること、見ること又は体験することにより、これを学ぶよう努める。
- (3) 市民は、(1)及び(2)を理解し、又は学んだことを生かし、共働により山村を守り、山村の価値を暮らしに生かすよう努める。
- (4) 市民は、都市と山村が互いに交流し、支え合うよう努める。

5 山村住民の役割

- (1) 山村住民は、4に定めるもののほか、地域に愛着と誇りを持ち、山村の価値を次の世代につなぐよう努める。
- (2) 山村住民は、山村地域内の空き家、農地及び森林が地域の共有財産であることを認識し、放置しないよう努める。
- (3) 山村住民は、山村に係る多様な価値観及び生活様式並びに都市と山村の多様な関わり方を認め、山村地域へ移住する者や当該地域に関わる者を受け入れるように努める。

6 事業者等の役割

事業者等は、4及び5に定めるもののほか、地域経済の活性化、防災や減災、景観維持などのまちづくりに係る役割を担い、山村地域の暮らしを支えるよう努める。

7 計画の策定及び施策の推進

- (1) 市は、基本方針にのっとり、山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進する。
- (2) 市は、(1)の施策の推進に当たっては、山村地域の現況や地理的特性を考慮するとともに、先進技術を生かしながら行う。
- (3) (1)の計画は、必要に応じて、その内容を見直す。
- (4) 市は、山村地域に準ずる山地や森林などの自然環境及び小規模集落を有する地域に関し、(1)の計画に準じて施策を推進する。
- (5) 市は、山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する施策を総合的に推進するため、体制の整備に努める。

8 実施状況の公表

市は、山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する施策の実施状況について、公表する。

【備考】

施行期日 令和4年1月1日

【担当課：企画課】

【要旨】

公契約の適正な履行の推進、労働者の適正な労働環境の確保及び地域経済の活性化を図るため、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定める。

1 用語の意義

- (1) 公契約 次に掲げるものをいう。
 - ア 工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れその他の市が発注する案件に係る契約
 - イ 市が指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定
- (2) 特定公契約 公契約のうち、別に定めるものをいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会（（1）イの協定を締結する場合に限る。）及び事業管理者をいう。
- (4) 受注者等 受注者（市と公契約を締結する者をいう。以下同じ。）及び当該受注者が締結する公契約に係る業務について下請契約等を締結する者をいう。
- (5) 特定受注者等 特定公契約に係る受注者等のうち、特定受注者（市と特定公契約を締結する者をいう。）及び当該特定受注者と下請契約（（7）アに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結する者（自らが提供する労務の対価を得るため、これらの者との請負契約により当該特定公契約に係る業務に従事する者を除く。）をいう。
- (6) 労働者 労働基準法第9条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者をいう。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。
- (7) 下請契約等 次に掲げる契約をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受任する契約
 - イ 公契約に係る業務に従事させるため、受注者等に対して労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に規定する労働者派遣をすることを約する契約

2 基本方針

市は、公契約に係る施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 入札、契約の過程及び契約の内容の透明性並びに競争の公平性を確保すること。
- (2) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (3) 公契約の適正な履行を確保すること。
- (4) 労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (5) 地域経済の活性化に配慮すること。

3 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に実施する。

4 受注者等の責務

- (1) 受注者等は、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、関係法令を遵守するとともに、誠実に公契約を履行しなければならない。
- (2) 受注者等は、3に規定する市の施策に協力しなければならない。
- (3) 受注者は、公契約に係る業務について下請契約等を締結する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令を遵守し、誠実な業務の実施に資する公正な契約を締結しなければならない。

5 労働環境を確保するための取組の報告

特定受注者等は、別に定めるところにより、市と特定公契約を締結し、又は特定受注者と特定公契約に関する下請契約を締結した後、速やかに労働者の適正な労働環境を確保するための取組について市長等に報告しなければならない。報告した労働環境を確保するための取組に変更があった場合についても、同様とする。

6 労働者への周知

特定受注者等は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務を行う事業場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付することにより、労働者に周知しなければならない。

- (1) 特定公契約の名称
- (2) 労働者が申出をすることができる旨及び当該申出をする場合の申出先
- (3) 労働者が申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

7 労働者による申出

労働者（労働者による申出をしたことを理由として、解雇され、又は期間の定めのある労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）を更新しないこととされた者を含む。）は、その者が従事する特定公契約に係る業務に関し、特定受注者等が労働基準法その他の関係法令又はこの条例に違反している疑いがあると認めるときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

8 不利益取扱いの禁止

特定受注者等は、労働者が労働者による申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

9 報告等の要求

- (1) 市長等は、労働者による申出があったとき、又は当該申出の有無にかかわらず、特定受注者等が労働基準法その他の関係法令又はこの条例に違反している疑いがあると認めるときは、当該特定受注者等に対し、必要な報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。
- (2) 特定受注者等は、報告等を求められた場合は、市長等が指定する期日までに市長等に報告等をしなければならない。

10 是正措置

- (1) 市長等は、受けた報告又は提出された資料の確認の結果、特定受注者等が労働基準法その他の関係法令又はこの条例に違反していると認めるときは、当該特定受注者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
- (2) 特定受注者等は、措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、当該講じた措置を市長等が指定する期日までに市長等に報告しなければならない。

11 入札参加停止措置

市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定受注者等に対し、入札への参加の停止の措置を講ずる。

- (1) 当該特定受注者等が5又は10(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 当該特定受注者等が9(2)の報告等をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の事項が記載された資料の提出をしたとき。
- (3) 当該特定受注者等が10(1)の是正の求めに応じないとき。
- (4) 当該特定受注者等が10(2)により報告した措置について、市長等が適当でないとしたとき。

12 市内事業者の活用

- (1) 市は、公契約の発注に当たっては、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）の受注機会の確保に努めなければならない。
- (2) 受注者等は、下請負者等（受注者と下請契約等を締結する者をいう。）を選定するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。公契約に係る業務の実施に必要な資材等を調達する場合についても、同様とする。

【備考】

施行期日 令和4年4月1日

【担当課：契約課】

議案第106号 豊田市事務分掌条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政執行を図るための組織改革を実施するため、組織の名称及び分掌事務の変更を行う。

1 組織の名称の変更

＜現 行＞ 経営戦略部 → ＜令和4年4月1日以後＞ 市長公室

2 分掌事務の変更

部の名称	現 行	令和4年4月1日以後
市長公室	<p>(1) <u>都市経営に係る方針及び戦略</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>地域経営に関すること</u>。</p> <p>(3) <u>集客及び交流の促進に関すること</u>。</p> <p>(4) <u>情報化の推進に関すること</u>。</p> <p>(5) <u>危機管理に関すること</u>。</p> <p>(6) <u>儀式及び秘書に関すること</u>。</p> <p>(7) <u>広報、広聴及び情報発信に関すること</u>。</p> <p>(8) <u>国際交流に関すること</u>。</p>	<p>(1) 都市経営に係る<u>総合調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>危機管理に関すること</u>。</p> <p>(3) <u>儀式及び秘書に関すること</u>。</p> <p>(4) <u>広報、広聴及び情報発信に関すること</u>。</p>
総 務 部	<p>(1) 文書及び行政一般に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 法務及び議会に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 職員の進退及び身分に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 組織に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 行政改革に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 事務の所掌に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) <u>公有財産の管理に関すること</u>。</p> <p>(8) <u>契約に関すること</u>。</p>	<p>(1) 文書及び行政一般に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 法務及び議会に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 職員の進退及び身分に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 組織に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 行政改革に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 事務の所掌に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) <u>地域経営に関すること</u>。</p> <p>(8) <u>公有財産の管理</u>に関する<u>こと</u>。</p>

	<p>(9) <u>情報システム</u>に関する こと。</p> <p>(10) <u>建設技術及び工事 検査</u>に関する こと。</p> <p>(11) <u>用地補償事務の審 査</u>に関する こと。</p>	<p>すること。</p> <p>(9) <u>契約</u>に関する こと。</p> <p>(10) <u>情報化の推進及び 情報システム</u>に関する こと。</p> <p>(11) <u>建設技術及び工事 検査</u>に関する こと。</p> <p>(12) <u>用地補償事務の審 査</u>に関する こと。</p>
生涯活躍部	<p>(1) 生涯にわたる市民の 活躍の支援に関する こと。</p> <p>(2) ボランティア及びN POの支援に関する こと。</p> <p>(3) 高齢社会対策に関 すること。</p> <p>(4) 男女共同参画社会に 関すること。</p> <p>(5) <u>文化</u>に関する こと (第7号に掲げるもの を除く。)</p> <p>(6) <u>スポーツ</u>に関する こと (学校における体育 に関する ことを除 く。)</p> <p>(7) <u>文化財の保護</u>に関 すること。</p> <p>(8) <u>美術館</u>に関する こと。</p>	<p>(1) 生涯にわたる市民の 活躍の支援に関する こと。</p> <p>(2) ボランティア及びN POの支援に関する こと。</p> <p>(3) 高齢社会対策に関 すること。</p> <p>(4) 男女共同参画社会に 関すること。</p> <p>(5) <u>国際交流</u>に関する こと。</p> <p>(6) <u>文化</u>に関する こと (第8号に掲げるもの を除く。)</p> <p>(7) <u>スポーツ</u>に関する こと (学校における体育 に関する ことを除 く。)</p> <p>(8) <u>文化財の保護</u>に関 すること。</p> <p>(9) <u>美術館</u>に関する こと。</p>

【担当課：行政改革推進課】

議案第107号 豊田市市税条例の一部を改正する条例

【要旨】

愛知県県税規則の一部改正に準じて、愛知県知事が個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定したものを個人市民税の寄附金税額控除の対象に追加する。

寄附金税額控除の対象となる寄附金の追加（令和4年1月1日以後）

令和3年1月1日以後に支出した愛知県県税規則第24条に規定する指定寄附金を個人市民税の寄附金税額控除の対象に追加する。

【担当課：市民税課】

議案第108号 豊田市稲武福祉センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

多様化する高齢者世帯の状況に的確に対応するため、高齢者生活支援ハウスに関し、2人で1室を利用できる者の資格を設定するほか、所要の改正を行う。

高齢者生活支援ハウスを2人で1室を利用できる者の資格の設定

夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者及び性別が同一であって婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者を含む。）又は現に同居している親子その他の親族を高齢者生活支援ハウスを2人で1室を利用できる者とする。

【担当課：総務監査課】

議案第109号 豊田市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例及び豊田市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等を義務付ける。

- 1 豊田市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部改正

現 行	令和4年4月1日以後
指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>

- 2 豊田市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

現 行	令和4年4月1日以後
指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>

【担当課：障がい福祉課】

議案第 1 1 0 号 豊田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【要旨】

健康保険法施行令の一部改正に準じて、出産育児一時金の支給額を引き上げる。

出産育児一時金の引上げ	
<現 行>	<令和4年1月1日以後>
40万4,000円	→ 40万8,000円

【担当課：国保年金課】

議案第 1 1 1 号 豊田市営住宅条例等の一部を改正する条例

【要旨】

多様化する家族の状況に的確に対応するため、市営住宅等に入居することができる親族の要件を追加するほか、所要の改正を行う。

1 豊田市営住宅条例の一部改正
入居することができる親族の要件の追加

現 行	改 正 後
婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。	婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、 <u>婚姻の予約者及び性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者を含む。</u>

2 豊田市地域定住化促進住宅条例の一部改正
入居することができる親族の要件の追加

現 行	改 正 後
親族	親族（ <u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者及び性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者を含む。</u> ）

3 豊田市小原活性化促進住宅条例の一部改正
入居することができる親族の要件の追加

現 行	改 正 後
配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子	配偶者（ <u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者及び性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者を含む。</u> ）及び子（ <u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者及び性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者の子を含む。</u> ）

4 豊田市農山村定住応援住宅条例の一部改正
入居することができる親族の要件の追加

現 行	改 正 後
婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。	婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、 <u>婚姻の予約者及び性別が同一であって婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者を含む。</u>

【担当課：定住促進課】

議案第 1 1 2 号 特定都市河川浸水被害対策法に基づく豊田市長の許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正に伴い、現に引用している条項を整理する。

現に引用している条項の整理

<現 行>		<改正後>
法第 1 7 条第 3 項		法第 3 8 条第 3 項
法第 2 4 条第 1 項	→	法第 4 5 条第 1 項
政令第 5 条ただし書		政令第 6 条ただし書
政令第 8 条第 1 項		政令第 9 条第 1 項

【担当課：河川課】

議案第 1 1 3 号 豊田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

【要旨】

水道メーターの適切な維持管理を図るため、給水設備等に係る新規の隔測契約を廃止するとともに、隔測契約の更新等の手続を設定する。

- 1 給水設備等に係る新規の隔測契約の廃止（令和 5 年 4 月 1 日以後）
給水設備等に係る契約は直読契約とし、新規の隔測契約は行わないこととする。
- 2 隔測契約の更新等の手続の設定（令和 4 年 4 月 1 日以後）
給水設備等に係る隔測契約を行った者が、当該契約を更新しようとする場合は、隔測水道メーターの取替時まで事業管理者（以下「管理者」という。）に申し出るものとする。この場合において、管理者は、別に定める基準に適合し、支障がないと認めたときは、当該更新を承認するものとする。
隔測契約を直読契約に変更する場合においても、同様とする。

【備考】

用語の意義

- (1) 給水設備等
受水槽以下で給水を受ける集合住宅等において、直読水道メーター又は隔測水道メーターを設置した設備等
- (2) 直読契約
直読水道メーターの設置を条件とする契約
- (3) 隔測契約
隔測水道メーターの設置を条件とする契約
- (4) 直読水道メーター
メーター器を直接読み取って検針する水道メーター
- (5) 隔測水道メーター
集合住宅等の戸別検針を 1 か所で行うために設置する遠隔測定式水道メーター

【担当課：料金課】

議案第 1 1 4 号から議案 1 2 2 号まで 令和 3 年度豊田市補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料 2）」参照

議案第123号 工事請負契約の締結について（都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その3））

【要旨】

都市機能を高める道路ネットワークを形成するため、都市計画道路高橋細谷線を改良整備する。

- 1 契約目的 都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その3）
- 2 契約金額 1,210,000,000円
- 3 相手方 前田・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号
前田建設工業株式会社 中部支店
常務執行役員支店長 石黒 泰之
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市竜宮町ほか地内
- 2 工事概要
 - (1) 延長 460m
 - (2) 内容
 - ア 道路改良
 - (ア) 擁壁工 84m
 - (イ) 舗装工 一式
 - イ 既設橋改良
 - (ア) 下部工拡幅 2基
 - (イ) 上部工拡幅 43m
 - (ウ) 上部工改築 300m
 - ウ 既設橋修繕
 - 塗替塗装工 2,800㎡
- 3 完成予定日 令和5年10月31日

【担当課：街路課】

議案第124号 工事請負契約の締結について（（仮称）豊田市博物館建築工事）

【要旨】

自然、歴史及び文化に関する資産を保全し、次世代へ継承するとともに、市民の学習及び交流並びに活力ある地域づくりを促進するため、（仮称）豊田市博物館を建築する。

- 1 契約目的 （仮称）豊田市博物館建築工事
- 2 契約金額 3,580,500,000円
- 3 相手方 清水・トヨタT&S・三栄建設共同企業体
代表者 名古屋市中区錦一丁目3番7号
清水建設株式会社 名古屋支店
常務執行役員支店長 新村 達也
- 4 契約方法 一般競争入札（7名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市小坂本町地内
- 2 工事概要
 - (1) 主建築物
 - ア 構造 木造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造4階建て
 - イ 延べ面積 7,878.80㎡
 - (2) 附属建築物
 - ア 構造 鉄骨造平屋建て
 - イ 延べ面積 30.40㎡
 - ウ 内容 屋外トイレ
 - (3) 外構工事
 - ア 駐車場 6,400㎡
 - イ 広場等 22,400㎡
- 3 完成予定日 令和6年1月8日

【担当課：文化財課】

議案第125号 工事請負契約の締結について（（仮称）豊田市博物館電気設備工事）

【要旨】

自然、歴史及び文化に関する資産を保全し、次世代へ継承するとともに、市民の学習及び交流並びに活力ある地域づくりを促進するため、（仮称）豊田市博物館を建築する。

- 1 契約目的 （仮称）豊田市博物館電気設備工事
- 2 契約金額 795,300,000円
- 3 相手方 東光・小野建設共同企業体
代表者 名古屋市中区錦二丁目5番5号
八木兵伝馬町ビル
東光電気工事株式会社 中部支社
執行役員支社長 吉田 哲也
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市小坂本町地内
- 2 工事概要 電気設備工事 一式
- 3 完成予定日 令和6年1月8日

【担当課：文化財課】

議案第126号 工事請負契約の締結について（（仮称）豊田市博物館給排水衛生空調設備工事）

【要旨】

自然、歴史及び文化に関する資産を保全し、次世代へ継承するとともに、市民の学習及び交流並びに活力ある地域づくりを促進するため、（仮称）豊田市博物館を建築する。

- 1 契約目的 （仮称）豊田市博物館給排水衛生空調設備工事
- 2 契約金額 1,021,900,000円
- 3 相手方 三建・三河建設共同企業体
代表者 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
住友生命名古屋ビル23階
三建設備工業株式会社 名古屋支店
執行役員支店長 中根 且統
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市小坂本町地内
- 2 工事概要
(1) 給排水設備工事 一式
(2) 衛生設備工事 一式
(3) 空調設備工事 一式
- 3 完成予定日 令和6年1月8日

【担当課：文化財課】

議案第127号 製造請負契約の締結について（（仮称）豊田市博物館展示品・収蔵庫等製造）

【要旨】

自然、歴史及び文化に関する資産を保全し、次世代へ継承するとともに、市民の学習及び交流並びに活力ある地域づくりを促進するため、（仮称）豊田市博物館の展示品、収蔵庫等を整備する。

- 1 契約目的 （仮称）豊田市博物館展示品・収蔵庫等製造
- 2 契約金額 1,793,000,000円
- 3 相手方 東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社丹青社
代表取締役 高橋 貴志
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 製造概要
 - （1）展示品、展示ケース、解説パネル等の製作及び設置 一式
 - （2）収蔵庫の内装 一式
 - （3）収蔵棚等の製作及び設置 一式
- 2 完成予定日 令和6年1月12日

【担当課：文化財課】

議案第128号 財産の取得について（こども園遊具（豊田市立永新こども園ほか4園））

【要旨】

こども園の施設の安全・安心を確保するため、安全基準に適合しない遊具を更新する。

1 取得する財産

- (1) 種 別 遊具
- (2) 数 量 5基

2 取得価格 37,015,000円

3 相手方 豊橋市花田町字荒木91番地
ピーエッチコーポレーション株式会社
代表取締役 山本 恭裕

4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

供給予定期限
令和4年3月28日

【担当課：保育課】

議案第129号 指定管理者の指定について（豊田市視聴覚ライブラリー）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市視聴覚ライブラリーの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市視聴覚ライブラリー
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

【備考】

- 1 公益財団法人豊田市文化振興財団の概要
 - (1) 設立年月 昭和50年5月
 - (2) 基本財産 382,435,000円
 - (3) 職員数 63名
 - (4) 事業内容
ア 文化施設等を活用して、市民が文化・芸術に触れる機会と場を提供する事業
イ 文化・芸術に関する講座の開催等、文化・芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業
ウ 文化・芸術の振興に関する表彰、助成等を行う事業
エ 地域文化に関する調査及び情報の提供を行う事業
オ 青少年育成施設等を活用して、青少年の社会性と豊かな情操を養う機会と場を提供する事業
カ 青少年音楽団体の運営及び青少年団体に対する助言その他の支援を行う事業
キ 生涯学習施設を活用して、生涯学習の機会と場を提供する事業
ク その他公益目的を達成するために必要な事業
ケ 文化施設等を公益目的事業以外に貸与する事業
コ その他公益目的事業の推進に資する事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第3号該当
- 3 指定手続条例第2条第3号
当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。

【担当課：文化振興課】

議案第130号 指定管理者の指定について（豊田市総合体育館及び豊田市武道館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市総合体育館及び豊田市武道館の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称 | 豊田市総合体育館及び豊田市武道館 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市八幡町一丁目20番地
公益財団法人豊田市スポーツ協会
会長 磯谷 裕司 |
| 3 | 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

【備考】

- | | | |
|-----|--------------------|---|
| 1 | 公益財団法人豊田市スポーツ協会の概要 | |
| (1) | 設立年月 | 昭和56年3月 |
| (2) | 基本財産 | 589,900,000円 |
| (3) | 職員数 | 10名 |
| (4) | 事業内容 | ア 市民のニーズに合わせた様々なスポーツを実施する機会及び場を提供する事業
イ 市民にスポーツを観戦する機会を提供する事業
ウ スポーツに関する環境整備及び活動支援事業
エ スポーツに関する普及、啓発及び情報発信事業
オ その他目的を達成するために必要な事業
カ スポーツ施設を公益目的事業以外に貸与する事業
キ その他公益目的事業の推進に資する事業 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第3号該当 |

【担当課：スポーツ戦略課】

議案第131号 指定管理者の指定について（豊田市梅坪浄水運動広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市梅坪浄水運動広場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市梅坪浄水運動広場
- 2 指定管理者となる団体 豊田市高原町七丁目22番地1
一般社団法人梅坪・浄水スポーツクラブ
理事長 諸岡 裕一
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【備考】

- 1 一般社団法人梅坪・浄水スポーツクラブの概要
 - (1) 設立年月 平成30年7月
 - (2) 基本財産 11,892,017円
 - (3) 職員数 12名
 - (4) 事業内容 ア 各種スポーツ教室、大会及びイベントの開催
イ 各種スポーツの指導者及び運営担当者の育成
ウ 広報事業
エ 委託事業及び管理事業
オ 関係機関との連絡及び調整
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当
- 3 指定手続条例第2条第2号
当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。

【担当課：生涯スポーツ推進課】

議案第132号 指定管理者の指定について（豊田市里山くらし体験館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市里山くらし体験館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市里山くらし体験館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市足助町宮ノ後26番地2
一般社団法人おいでん・さんそん
代表理事 鈴木 辰吉
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

【備考】

- 1 一般社団法人おいでん・さんそんの概要
 - (1) 設立年月 平成29年2月
 - (2) 職員数 5名
 - (3) 事業内容 ア 都市農山村交流のコーディネートに関する事業
イ 地域活動の支援に関する事業
ウ 地域の情報の収集及び発信に関する事業
エ 地域の定住促進に関する事業
オ 地域の産業振興に関する事業
カ 地域づくり人材の育成に関する事業
キ 地域づくりに関する調査及び研究事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：足助支所】

議案第133号 指定管理者の指定について（旭農林会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、旭農林会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 旭農林会館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小渡町七升蒔13番地13
旭観光協会
会長 鈴木 正晴
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【備考】

- 1 旭観光協会の概要
 - (1) 設立年月 昭和45年8月
 - (2) 事業内容 ア 観光地の開発、施設の整備及び宣伝紹介
イ 郷土物産及び土産品の宣伝等
ウ 観光地の紹介及び宣伝、観光客の誘致等
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：旭支所】

議案第134号 指定管理者の指定について（豊田市森林会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市森林会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市森林会館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市東広瀬町高根下24番地1
一般社団法人ウッディーラー豊田
代表理事 樋口 真明
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【備考】

- 1 一般社団法人ウッディーラー豊田の概要
 - (1) 設立年月 平成30年4月
 - (2) 職員数 4名
 - (3) 事業内容 ア 地域森林及び木材に係る情報発信及びマーケティング活動
イ 森林等に関する勉強会及び情報交換会の企画開催
ウ 地域の森林資源のブランド管理
エ 木材商品及び利用促進に係る研究開発
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：森林課】

議案第 135 号 指定管理者の指定について（貝津駅前駐車場ほか 4 駐車場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、貝津駅前駐車場ほか 4 駐車場の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称 | (1) 貝津駅前駐車場
(2) 四郷駅前駐車場
(3) 末野原駅前駐車場
(4) 保見駅前駐車場
(5) 八草駅前駐車場 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 名古屋市中川区八熊二丁目 1 番 11 号
株式会社日本メカトロニクス
代表取締役 北村 博人 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

【備考】

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 株式会社日本メカトロニクスの概要 | |
| | (1) 設立年月 | 昭和 56 年 6 月 |
| | (2) 資本金 | 50,000,000 円 |
| | (3) 従業員数 | 40 名 |
| | (4) 事業内容 | ア 駐車場及び駐輪場設備機器の賃貸借、修理、販売及び
保守
イ 駐車場、駐輪場及びビルの管理運営業務
ウ 電子制御装置の設計、製作及び保守
エ 機械器具設置及び電気工事の請負
オ 建物、設備及び車両の安全管理等の請負並びにその保
全及び修理
カ 家庭用電気機械器具の販売 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 公募（3 名） |

【担当課：交通政策課】

議案第 1 3 6 号 指定管理者の指定について（豊田市営住宅青木住宅ほか 2 3 施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市営住宅青木住宅ほか 2 3 施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称 | (1) 豊田市営住宅青木住宅
(2) 豊田市営住宅飯野住宅
(3) 豊田市営住宅すまいる聖心
(4) 豊田市特定公共賃貸住宅牛車住宅
(5) 豊田市特定公共賃貸住宅東山住宅
(6) 豊田市特定公共賃貸住宅井ノ口住宅
(7) 豊田市特定公共賃貸住宅おちべ住宅
(8) 豊田市特定公共賃貸住宅大沼住宅
(9) 豊田市特定公共賃貸住宅笹戸住宅
(10) 豊田市特定公共賃貸住宅杉本住宅
(11) 豊田市特定公共賃貸住宅梶畑住宅
(12) 豊田市特定公共賃貸住宅ソト田住宅
(13) 豊田市特定公共賃貸住宅乳母ケ入住宅
(14) 豊田市特定公共賃貸住宅乳母ケ入ハイツ
(15) 豊田市特定公共賃貸住宅コーポ梶畑
(16) 豊田市地域定住化促進住宅今朝平住宅
(17) 豊田市地域定住化促進住宅高嶺下住宅
(18) 豊田市地域定住化促進住宅近岡住宅
(19) 豊田市地域定住化促進住宅梶畑ハイツ
(20) 豊田市地域定住化促進住宅鐘鋳場住宅
(21) 豊田市地域定住化促進住宅ソト田住宅第 2
(22) 豊田市小原活性化促進住宅柏ケ洞住宅
(23) 豊田市小原活性化促進住宅遊屋住宅「ゆうゆう」
(24) 豊田市農山村定住応援住宅エビネの里 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 名古屋市中区丸の内三丁目 1 9 番 3 0 号
愛知県住宅供給公社
理事長 田中 正剛 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで |

【備考】

- | | | |
|---|--------------|----------------------|
| 1 | 愛知県住宅供給公社の概要 | |
| | (1) 設立年月 | 昭和 4 0 年 1 1 月 |
| | (2) 基本財産 | 3 2, 5 0 0, 0 0 0 円 |
| | (3) 職員数 | 1 0 6 名 |
| | (4) 事業内容 | ア 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡 |

- イ 住宅用地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
- ウ 公営住宅及び共同施設の管理の一部の代行

2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第1号該当

3 指定手続条例第2条第1号
専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：定住促進課】

議案第 1 3 7 号 指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市松平運動広場の指定管理者の指定期間の変更を行うとともに、豊田市松平体育館ほか 2 施設の指定管理者を指定する。

1 指定管理者の指定期間の変更

- (1) 施設の名称 豊田市松平運動広場
(2) 指定管理者 豊田市小坂町十二丁目 1 0 0 番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 小島 洋一郎
(3) 指定の期間 変更前期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
変更後期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

2 指定管理者の指定

- (1) 施設の名称 ア 豊田市松平体育館
イ 豊田市岩倉運動広場
ウ 豊田市松平運動広場
(2) 指定管理者 豊田市大内町壱反田 6 0 番地
となる団体 一般社団法人松平スポーツクラブ
代表理事 宇野 勝
(3) 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

【備考】

1 一般社団法人松平スポーツクラブの概要

- (1) 設立年月 令和 3 年 4 月
(2) 職員数 3 名
(3) 事業内容 ア 子どもの健康増進に関する事業
イ 学術、文化、芸術及びスポーツの振興に関する事業
ウ 指導者及び運営担当者の育成に関する事業
エ 健康及び福祉の増進に関する事業
オ 委託事業及び公共施設等の管理に関する事業
カ 物品及び飲食物の販売等に関する事業

2 指定管理者となる団体の選定方法

指定手続条例第 2 条第 2 号該当

【担当課：生涯スポーツ推進課】

議案第138号 豊田市教育行政計画の策定について

【要旨】

社会経済環境の変化に的確に対応し、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、新たな豊田市教育行政計画を定める。

1 計画策定の趣旨

第3次豊田市教育行政計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興をめざして、国・社会の動向や本市の現状を十分に踏まえながら、教育行政の方向性を明らかにするとともに、真に必要な取組を着実に推進するため、新たな教育行政計画を策定する。

2 計画の位置付け

教育基本法の規定による、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画である教育振興基本計画として位置付けるとともに、学校教育分野を中心とした、本市の教育行政における基本的な計画である。

また、豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育政策の根本的な方針である豊田市教育大綱を実現するための具体的な行動計画である。

3 計画期間

2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）まで

4 基本理念

多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現

5 めざす人物像

- (1) 生涯にわたって、自ら楽しく学び・育ち続ける人
- (2) 夢に向かって挑戦し、未来を切り拓く^{ひら}人
- (3) 豊田市の多様な魅力を分かち合い、次代へ継承・発信する人
- (4) 互いに認め合い、助け合いながら、共働によるまちづくりに取り組む人

6 重点施策

- (1) 自らの可能性を広げる力の育成
- (2) 誰もが安心して自分らしく学べる場の確保
- (3) 郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出
- (4) 家庭・学校・地域の共働の推進

7 基本施策

- (1) 生き抜く力を育む学校教育の推進
- (2) 安全・安心で快適に学べる教育環境の充実
- (3) 暮らしを豊かにする学びの支援
- (4) 地域による次世代人材の育成の促進
- (5) まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進

8 キーワード
未来を拓く学び合い

9 指標

(1) 状態指標

重点施策と基本施策の施策ごとに設定する状態指標は、めざすべき教育の姿にどれだけ近づいているかを定量的に把握するための指標として設定し、目標年度に向けてめざす方向を示す。

(2) 成果指標

重点事業ごとに設定する成果指標は、事業の目標にどれだけ近づいているかを定量的に把握するための指標として設定し目標値を示す。

【担当課：教育政策課】

3 同意

同意第6号 人権擁護委員の推薦について

【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

推薦する者

稲熊実枝子	(新任)	内山雅代	(新任)
加藤章	(再任)	平松学	(新任)
星田恵子	(再任)		

【備考】

石川みつ子委員、宇野真知子委員、加藤章委員、小瀬垣五十鈴委員及び星田恵子委員が令和4年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：市民相談課】

令和 3 年 1 2 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和 3 年度一般会計補正予算（1 1 月 2 日専決）	……………	1
2	令和 3 年度一般会計・特別会計補正予算（1 2 月補正）	……	9
3	令和 3 年度下水道事業会計補正予算（1 2 月補正）	……………	2 5

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 1 1 月 2 5 日

令和3年度

豊田市一般会計補正予算資料

(11月2日専決)

令和3年度 11月2日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	185,731,587	1,512,173	187,243,760	72.7	72.8	専決第44号	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	34,566,572		34,566,572	13.5	13.5	
	土 地 区 画 整 理	土 橋	553,366		553,366	0.2	0.2
		寺 部	290,038		290,038	0.1	0.1
		花 園	2,301,645		2,301,645	0.9	0.9
	分 譲 住 宅 建 設	11,289		11,289	0.0	0.0	
	卸 売 市 場	219,251		219,251	0.1	0.1	
	水 道 水 源 保 全	101,706		101,706	0.0	0.0	
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	14,286		14,286	0.0	0.0	
	介 護 保 険	25,694,182		25,694,182	10.1	10.0	
	財 産 区	盛 岡	4,030		4,030	0.0	0.0
		賀 茂	6,581		6,581	0.0	0.0
	後 期 高 齢 者 医 療	5,967,741		5,967,741	2.4	2.4	
	産 業 用 地 造 成	花 本	27,003		27,003	0.0	0.0
		豊 田 東 イ ン タ チ エ ン ジ 周 辺	109,986		109,986	0.0	0.0
小 計		69,867,676		69,867,676	27.3	27.2	
合 計 (一般会計+特別会計)	255,599,263	1,512,173	257,111,436	100.0	100.0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	15,317,183		15,317,183	—	—
		支 出	21,773,619		21,773,619	—	—
	下 水 道 事 業	収 入	12,075,229		12,075,229	—	—
		支 出	16,111,162		16,111,162	—	—
支 出 合 計	37,884,781		37,884,781	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	293,484,044	1,512,173	294,996,217	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	93,462,233		93,462,233	50.3	49.9	
2 地 方 譲 与 税	1,256,860		1,256,860	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	56,000		56,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	420,000		420,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	318,000		318,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,442,000		2,442,000	1.3	1.3	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,961,000		9,961,000	5.4	5.3	
8 ゴルフ場利用税交付金	343,000		343,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1		1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	323,000		323,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	1,701,000		1,701,000	0.9	0.9	
12 地 方 交 付 税	200,000		200,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000		59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	120,316		120,316	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,687,265		2,687,265	1.5	1.4	
16 国 庫 支 出 金	25,529,842	1,512,173	27,042,015	13.7	14.4	
17 県 支 出 金	10,938,084		10,938,084	5.9	5.8	
18 財 産 収 入	379,703		379,703	0.2	0.2	
19 寄 附 金	163,645		163,645	0.1	0.1	
20 繰 入 金	13,438,408		13,438,408	7.2	7.2	
21 繰 越 金	5,348,668		5,348,668	2.9	2.9	
22 諸 収 入	5,216,462		5,216,462	2.8	2.8	
23 市 債	11,367,100		11,367,100	6.1	6.1	
合 計	185,731,587	1,512,173	187,243,760	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	1,512,173	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	1,168,801	2,304,690	3,473,491
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	343,372	589,255	932,627
合 計	1,512,173				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	879,284		879,284	0.5	0.5	
2 総 務 費	20,096,405		20,096,405	10.8	10.7	
3 民 生 費	64,464,694		64,464,694	34.7	34.4	
4 衛 生 費	20,878,773	1,512,173	22,390,946	11.2	12.0	
5 労 働 費	153,381		153,381	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	2,922,868		2,922,868	1.6	1.5	
7 商 工 費	6,036,897		6,036,897	3.2	3.2	
8 土 木 費	26,839,317		26,839,317	14.5	14.3	
9 消 防 費	7,093,515		7,093,515	3.8	3.8	
10 教 育 費	28,066,173		28,066,173	15.1	15.0	
11 災 害 復 旧 費	476,739		476,739	0.3	0.3	
12 公 債 費	7,293,541		7,293,541	3.9	3.9	
13 諸 支 出 金	30,000		30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	185,731,587	1,512,173	187,243,760	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	内 訳		
			補正額	補正前	補正後
4 衛生費	1,512,173	新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種事業費	1,512,173	2,896,945	4,409,118
合 計	1,512,173				

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,962,173		32,962,173	17.7	17.6	
物 件 費	37,504,910	1,498,370	39,003,280	20.2	20.8	
維 持 補 修 費	3,409,530		3,409,530	1.8	1.8	
扶 助 費	33,956,913		33,956,913	18.3	18.1	
補 助 費 等	25,818,009	13,803	25,831,812	13.9	13.8	
普通建設事業費	33,753,213		33,753,213	18.2	18.0	
災害復旧事業費	476,739		476,739	0.3	0.3	
公 債 費	7,293,541		7,293,541	3.9	3.9	
積 立 金	107,971		107,971	0.0	0.0	
投資及び出資金	500,000		500,000	0.3	0.3	
貸 付 金	512,000		512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,936,588		8,936,588	4.8	4.8	
予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	185,731,587	1,512,173	187,243,760	100.0	100.0	

令和3年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(12月補正)

令和3年度12月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	187,243,760	1,074,480	188,318,240	72.8	73.0	議案第114号		
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	34,566,572	△ 6,973	34,559,599	13.5	13.4	議案第115号	
	土 地 区 画 整 理	土 橋	553,366	△ 17,913	535,453	0.2	0.2	議案第116号
		寺 部	290,038	△ 3,179	286,859	0.1	0.1	
		花 園	2,301,645		2,301,645	0.9	0.9	
	分 譲 住 宅 建 設	11,289	△ 1,497	9,792	0.0	0.0	議案第117号	
	卸 売 市 場	219,251	△ 5,352	213,899	0.1	0.1	議案第118号	
	水 道 水 源 保 全	101,706		101,706	0.0	0.0		
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	14,286		14,286	0.0	0.0		
	介 護 保 険	25,694,182	△ 4,274	25,689,908	10.0	10.0	議案第119号	
	財 産 区	盛 岡	4,030		4,030	0.0	0.0	
		賀 茂	6,581		6,581	0.0	0.0	
	後 期 高 齢 者 医 療	5,967,741	△ 437	5,967,304	2.4	2.3	議案第120号	
	産 業 用 地 造 成	花 本	27,003		27,003	0.0	0.0	議案第121号
		豊 田 東 イ ン ター チ エ ン ジ 周 辺	109,986	△ 542	109,444	0.0	0.0	
小 計	69,867,676	△ 40,167	69,827,509	27.2	27.0			
合 計 (一般会計+特別会計)	257,111,436	1,034,313	258,145,749	100.0	100.0			
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	15,317,183		15,317,183	—	—	議案第122号
		支 出	21,773,619		21,773,619	—	—	
	下 水 道 事 業	収 入	12,075,229		12,075,229	—	—	
		支 出	16,111,162		16,111,162	—	—	
支 出 合 計	37,884,781		37,884,781	—	—			
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	294,996,217	1,034,313	296,030,530	—	—			

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	93,462,233		93,462,233	49.9	49.6	
2 地 方 譲 与 税	1,256,860		1,256,860	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	56,000		56,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	420,000		420,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	318,000		318,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,442,000		2,442,000	1.3	1.3	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,961,000		9,961,000	5.3	5.3	
8 ゴルフ場利用税交付金	343,000		343,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1		1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	323,000		323,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	1,701,000		1,701,000	0.9	0.9	
12 地 方 交 付 税	200,000		200,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000		59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	120,316		120,316	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,687,265		2,687,265	1.4	1.4	
16 国 庫 支 出 金	27,042,015	137,654	27,179,669	14.4	14.5	
17 県 支 出 金	10,938,084	1,000	10,939,084	5.8	5.8	
18 財 産 収 入	379,703		379,703	0.2	0.2	
19 寄 附 金	163,645		163,645	0.1	0.1	
20 繰 入 金	13,438,408		13,438,408	7.2	7.1	
21 繰 越 金	5,348,668	818,926	6,167,594	2.9	3.3	
22 諸 収 入	5,216,462	116,900	5,333,362	2.8	2.8	
23 市 債	11,367,100		11,367,100	6.1	6.0	
合 計	187,243,760	1,074,480	188,318,240	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	137,654	感染症予防費負担金	8,775	301,805	310,580
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	126,879	932,627	1,059,506
		特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金	2,000	0	2,000
17 県支出金	1,000	流域貯留施設整備費補助金	1,000	0	1,000
21 繰越金	818,926	前年度繰越金	818,926	5,348,668	6,167,594
22 諸収入	116,900	国庫支出金過年度収入	116,900	0	116,900
合 計	1,074,480				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	879,284	△ 1,116	878,168	0.5	0.5	
2 総 務 費	20,096,405	118,691	20,215,096	10.7	10.7	
3 民 生 費	64,464,694	406,241	64,870,935	34.4	34.4	
4 衛 生 費	22,390,946	497,101	22,888,047	12.0	12.1	
5 労 働 費	153,381	5,536	158,917	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	2,922,868	31,510	2,954,378	1.5	1.6	
7 商 工 費	6,036,897	2,361	6,039,258	3.2	3.2	
8 土 木 費	26,839,317	△ 20,517	26,818,800	14.3	14.2	
9 消 防 費	7,093,515	26,619	7,120,134	3.8	3.8	
10 教 育 費	28,066,173	8,054	28,074,227	15.0	14.9	
11 災 害 復 旧 費	476,739		476,739	0.3	0.3	
12 公 債 費	7,293,541		7,293,541	3.9	3.9	
13 諸 支 出 金	30,000		30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	187,243,760	1,074,480	188,318,240	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 議会費	△ 1,116	人件費（一般職）	△ 1,116	161,049	159,933
2 総務費	118,691	人件費（一般職）	118,691	5,208,025	5,326,716
3 民生費	406,241	人件費（一般職）	△ 43,426	6,051,208	6,007,782
		社会福祉費過年度金 国県支出金返還	126,277	0	126,277
		障がい者福祉費過年度金 国県支出金返還	54,237	0	54,237
		児童福祉費過年度金 国県支出金返還	280,837	0	280,837
		国民健康保険金 特別会計繰出	△ 6,973	2,381,580	2,374,607
		介護保険事業金 特別会計繰出	△ 4,274	3,913,331	3,909,057
		後期高齢者医療金 特別会計繰出	△ 437	814,467	814,030
4 衛生費	497,101	人件費（一般職）	283,768	2,708,421	2,992,189
		試験検査費	17,550	60,849	78,399
		保健衛生費過年度金 国県支出金返還	146,990	139,473	286,463
		母子保健費過年度金 国県支出金返還	48,793	0	48,793
5 労働費	5,536	人件費（一般職）	5,536	33,124	38,660
6 農林水産業費	31,510	人件費（一般職）	36,862	553,944	590,806
		卸売市場特別会計繰出金	△ 5,352	51,535	46,183
7 商工費	2,361	人件費（一般職）	△ 19,097	355,985	336,888
		南部地域産業用地整備費	22,000	102,576	124,576
		産業用地造成事業 特別会計繰出金	△ 542	136,948	136,406

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
8 土木費	△ 20,517	人件費（一般職）	△ 1,928	2,600,750	2,598,822
		流域貯留施設整備費	4,000	0	4,000
		都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	△ 21,092	1,625,287	1,604,195
		分譲住宅建設事業 特別会計繰出金	△ 1,497	11,254	9,757
9 消防費	26,619	人件費（一般職）	26,619	4,621,116	4,647,735
10 教育費	8,054	人件費（一般職）	8,054	1,966,914	1,974,968
合計	1,074,480				

繰越明許費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 老人福祉費	養護老人ホーム解体工事負担事業	24,000
4 衛生費	3 清掃費	小型トラック取得事業	5,100
7 商工費	1 商工費	南部地域産業用地 周辺道路設計事業	22,000
8 商工費	1 土木管理費	マンション管理適正化 推進計画策定事業	2,600
	2 道路橋りょう費	市道改良事業 (国道419号関連市道 平戸橋土橋線)	24,000
		市道改良事業 (市道藤岡西中山藤宮線)	22,700
		市道改良事業 (市道四郷25号線)	18,000
		市道公共補償事業	13,700
	4 河川費	秋葉緑地用地調査事業	20,000
		ゆたか台団地調整池設計事業	4,000
	5 都市計画費	総合都市交通体系調査事業	26,000
名鉄豊田市駅駅舎改修事業		440,000	

債務負担行為補正（追加）

(単位：千円)

事項	期間	限度額
矢作川総合第二期地区 耐震化対策負担事業	令和4年度から 令和5年度まで	5,000
北部給食センター改築整備・ 運営業務委託事業	令和4年度から 令和16年度まで	6,392,300千円及び金利変動、物価 変動、消費税制度等の変更に伴う 増減額の合計額を加算した額
世界ラリー選手権開催負担事業	令和4年度から 令和7年度まで	1,287,000千円及び為替変動に伴う 増減額の合計額を加算した額

債務負担行為補正（変更）

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
中山こども園仮設園舎借上	令和4年度 から 令和9年度 まで	51,000	令和4年度 から 令和9年度 まで	74,600

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,962,173	413,963	33,376,136	17.6	17.7	
物 件 費	39,003,280	17,550	39,020,830	20.8	20.7	
維 持 補 修 費	3,409,530		3,409,530	1.8	1.8	
扶 助 費	33,956,913		33,956,913	18.1	18.0	
補 助 費 等	25,831,812	657,134	26,488,946	13.8	14.1	
普通建設事業費	33,753,213	26,000	33,779,213	18.0	17.9	
災害復旧事業費	476,739		476,739	0.3	0.3	
公 債 費	7,293,541		7,293,541	3.9	3.9	
積 立 金	107,971		107,971	0.0	0.0	
投資及び出資金	500,000		500,000	0.3	0.3	
貸 付 金	512,000		512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,936,588	△ 40,167	8,896,421	4.8	4.7	
予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	187,243,760	1,074,480	188,318,240	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第115号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,416,366	0	7,416,366
	2 国庫支出金	1	0	1
	3 県支出金	23,609,450	0	23,609,450
	4 財産収入	929	0	929
	5 繰入金	3,366,401	△ 6,973	3,359,428
	6 繰越金	20,000	0	20,000
	7 諸収入	153,425	0	153,425
	合計	34,566,572	△ 6,973	34,559,599
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	369,265	△ 6,973	362,292
	2 保険給付費	23,316,725	0	23,316,725
	3 国民健康保険 事業費納付金	10,468,743	0	10,468,743
	4 保健事業費	363,907	0	363,907
5 基金積立金	929	0	929	
6 諸支出金	42,003	0	42,003	
7 予備費	5,000	0	5,000	
合計	34,566,572	△ 6,973	34,559,599	

(単位：千円)

議案第116号 都市計画事業 土地区画整理 (土橋)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 負担金	431,400	0	431,400
	3 使用料及び手数料	110	0	110
	4 繰入金	94,273	△ 17,913	76,360
	5 繰越金	1	0	1
	6 諸収入	27,581	0	27,581
	合計	553,366	△ 17,913	535,453
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	553,366	△ 17,913	535,453
	合計	553,366	△ 17,913	535,453
	都市計画事業 土地区画整理 (寺部)	(歳入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 事業収入		195,000	0	195,000
2 使用料及び手数料		100	0	100
3 繰入金		94,885	△ 3,179	91,706
4 繰越金		1	0	1
5 諸収入		52	0	52
合計		290,038	△ 3,179	286,859
(歳出)				
款		補正前の額	補正額	計
1 寺部土地区画整理費		290,038	△ 3,179	286,859
合計		290,038	△ 3,179	286,859

(単位：千円)

議案第117号 分譲住宅 建設事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 使用料及び手数料	31	0	31
	3 繰入金	11,254	△ 1,497	9,757
	4 繰越金	1	0	1
	5 諸収入	2	0	2
	合計	11,289	△ 1,497	9,792
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 宅地造成費	11,189	△ 1,497	9,692
	2 予備費	100	0	100
	合計	11,289	△ 1,497	9,792
	議案第118号 卸売市場	(歳入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		98,408	0	98,408
2 繰入金		51,535	△ 5,352	46,183
3 繰越金		1	0	1
4 諸収入		69,307	0	69,307
合計		219,251	△ 5,352	213,899
(歳出)				
款		補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		218,751	△ 5,352	213,399
2 予備費		500	0	500
合計		219,251	△ 5,352	213,899

(単位：千円)

議案第119号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 保険料	7,091,731	0	7,091,731
	2 手数料	930	0	930
	3 国庫支出金	4,646,744	0	4,646,744
	4 支払基金交付金	6,549,373	0	6,549,373
	5 県支出金	3,483,768	0	3,483,768
	6 財産収入	1,830	0	1,830
	7 寄附金	1	0	1
	8 繰入金	3,913,332	△ 4,274	3,909,058
	9 繰越金	1	0	1
10 諸収入	6,472	0	6,472	
合計	25,694,182	△ 4,274	25,689,908	
(歳出)				
款	補正前の額	補正額	計	
1 総務費	657,645	△ 3,910	653,735	
2 保険給付費	23,406,384	0	23,406,384	
3 地域支援事業費	1,365,077	△ 364	1,364,713	
4 基金積立金	245,825	0	245,825	
5 諸支出金	9,251	0	9,251	
6 予備費	10,000	0	10,000	
合計	25,694,182	△ 4,274	25,689,908	

(単位：千円)

議案第120号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	5,140,327	0	5,140,327
	2 繰入金	814,467	△437	814,030
	3 繰越金	1,000	0	1,000
	4 諸収入	11,947	0	11,947
	合計	5,967,741	△437	5,967,304
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	129,558	△437	129,121
2 広域連合納付金	5,826,512	0	5,826,512	
3 諸支出金	11,671	0	11,671	
合計	5,967,741	△437	5,967,304	
議案第121号 産業用地 造成事業 (豊田東 インター チェンジ 周辺)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 繰入金	109,986	△542	109,444
	合計	109,986	△542	109,444
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 産業用地造成費	109,986	△542	109,444
合計	109,986	△542	109,444	

令和3年度

豊田市下水道事業会計補正予算資料

(12月補正)

債務負担行為補正(追加)

事 項	期 間	限 度 額
豊田市雨水管理総合計画 変更等業務委託事業	令和4年度	千円 40,000

令和 3 年 1 2 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

令和 3 年度一般会計補正予算（1 2 月 1 6 日専決）	……………	1
--------------------------------	-------	---

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 1 2 月 1 7 日

令和3年度

豊田市一般会計補正予算資料

(12月16日専決)

令和3年度 12月16日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分		補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計		187,243,760	6,234,000	193,477,760	72.8	73.5	豊専第50号	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	34,566,572		34,566,572	13.5	13.1		
	土 地 区 画 整 理	土 橋	553,366		553,366	0.2	0.2	
		寺 部	290,038		290,038	0.1	0.1	
		花 園	2,301,645		2,301,645	0.9	0.9	
	分 譲 住 宅 建 設	11,289		11,289	0.0	0.0		
	卸 売 市 場	219,251		219,251	0.1	0.1		
	水 道 水 源 保 全	101,706		101,706	0.0	0.0		
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	14,286		14,286	0.0	0.0		
	介 護 保 険	25,694,182		25,694,182	10.0	9.8		
	財 産 区	盛 岡	4,030		4,030	0.0	0.0	
		賀 茂	6,581		6,581	0.0	0.0	
	後 期 高 齢 者 医 療	5,967,741		5,967,741	2.4	2.3		
	産 業 用 地 造 成	花 本	27,003		27,003	0.0	0.0	
		豊 田 東 イ ン タ ー ナ ー シ ョ ン ジ 周 辺	109,986		109,986	0.0	0.0	
小 計		69,867,676		69,867,676	27.2	26.5		
合 計 (一般会計+特別会計)		257,111,436	6,234,000	263,345,436	100.0	100.0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	15,317,183		15,317,183	—	—	
		支 出	21,773,619		21,773,619	—	—	
	下 水 道 事 業	収 入	12,075,229		12,075,229	—	—	
		支 出	16,111,162		16,111,162	—	—	
支 出 合 計		37,884,781		37,884,781	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)		294,996,217	6,234,000	301,230,217	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	93,462,233		93,462,233	49.9	48.3	
2 地 方 譲 与 税	1,256,860		1,256,860	0.7	0.6	
3 利 子 割 交 付 金	56,000		56,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	420,000		420,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	318,000		318,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,442,000		2,442,000	1.3	1.3	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,961,000		9,961,000	5.3	5.1	
8 ゴルフ場利用税交付金	343,000		343,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1		1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	323,000		323,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	1,701,000		1,701,000	0.9	0.9	
12 地 方 交 付 税	200,000		200,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000		59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	120,316		120,316	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,687,265		2,687,265	1.4	1.4	
16 国 庫 支 出 金	27,042,015	6,234,000	33,276,015	14.4	17.2	
17 県 支 出 金	10,938,084		10,938,084	5.8	5.6	
18 財 産 収 入	379,703		379,703	0.2	0.2	
19 寄 附 金	163,645		163,645	0.1	0.1	
20 繰 入 金	13,438,408		13,438,408	7.2	6.9	
21 繰 越 金	5,348,668		5,348,668	2.9	2.8	
22 諸 収 入	5,216,462		5,216,462	2.8	2.7	
23 市 債	11,367,100		11,367,100	6.1	5.9	
合 計	187,243,760	6,234,000	193,477,760	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
		補正額	補正前	補正後	
16 国庫支出金	6,234,000	子育て世帯等臨時特別 支援事業費補助金	6,234,000	0	6,234,000
合 計	6,234,000				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	879,284		879,284	0.5	0.4	
2 総 務 費	20,096,405		20,096,405	10.7	10.4	
3 民 生 費	64,464,694	6,234,000	70,698,694	34.4	36.5	
4 衛 生 費	22,390,946		22,390,946	12.0	11.6	
5 労 働 費	153,381		153,381	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	2,922,868		2,922,868	1.5	1.5	
7 商 工 費	6,036,897		6,036,897	3.2	3.1	
8 土 木 費	26,839,317		26,839,317	14.3	13.9	
9 消 防 費	7,093,515		7,093,515	3.8	3.7	
10 教 育 費	28,066,173		28,066,173	15.0	14.5	
11 災 害 復 旧 費	476,739		476,739	0.3	0.2	
12 公 債 費	7,293,541		7,293,541	3.9	3.8	
13 諸 支 出 金	30,000		30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	187,243,760	6,234,000	193,477,760	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
		補正額	補正前	補正後	
3 民生費	6,234,000	子育て世帯への臨時特別 給付金給付事務費	14,000	0	14,000
		子育て世帯への臨時特別 給付金給付事業費補助金	6,220,000	0	6,220,000
合 計	6,234,000				

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,962,173		32,962,173	17.6	17.0	
物 件 費	39,003,280	14,000	39,017,280	20.8	20.2	
維 持 補 修 費	3,409,530		3,409,530	1.8	1.8	
扶 助 費	33,956,913		33,956,913	18.1	17.5	
補 助 費 等	25,831,812	6,220,000	32,051,812	13.8	16.6	
普通建設事業費	33,753,213		33,753,213	18.0	17.4	
災害復旧事業費	476,739		476,739	0.3	0.2	
公 債 費	7,293,541		7,293,541	3.9	3.8	
積 立 金	107,971		107,971	0.0	0.0	
投資及び出資金	500,000		500,000	0.3	0.3	
貸 付 金	512,000		512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,936,588		8,936,588	4.8	4.6	
予 備 費	500,000		500,000	0.3	0.3	
合 計	187,243,760	6,234,000	193,477,760	100.0	100.0	